

令和4年度の地域力創造グループの施策等について①

令和4年1月24日
地域力創造グループ
地域政策課

令和4年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

地域資源を活かした地域の雇用創出

5.0

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金

5.0億円

- ローカル10,000プロジェクト
- ローカル脱炭素プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- 地域の脱炭素を担う人材の支援

2. 地域おこし協力隊の強化等

4.0

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費

2.4億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費

0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

0.2億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業

0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業

0.1億円

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費

0.1億円

(億円)

3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援 **0.2**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.2億円

4. 新法に基づく過疎対策の推進 **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

5. 自治体DXの推進 **0.4**

【主な経費】 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費 0.4億円

など
合計 20.8

(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上) **5.0**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 4.8億円

ローカル10,000プロジェクト

R4予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R3年12月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

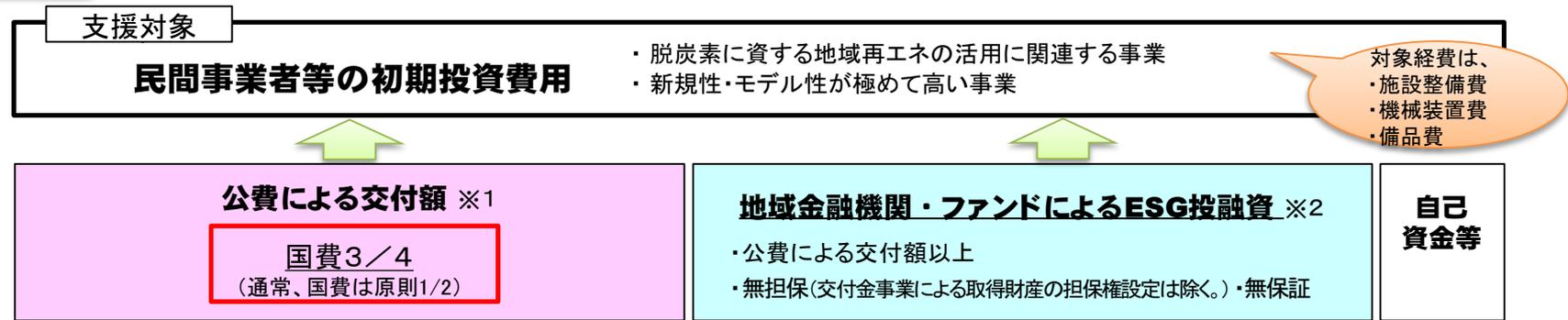
重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

- ・地域脱炭素と持続的な地域経済循環に貢献するため、地方自治体、金融機関、企業、エネルギー等の地域の関係者が連携して立ち上げる、地域の資源と資金を活用した脱炭素に向けた取組を資金面から強力に後押し。
- ・このため、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業について、地域経済循環創造事業交付金で新たに重点支援(国費3/4)。

事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関によるESG融資の他に、ESGをテーマとしたファンドによる出資を受ける事業も対象

事業イメージ

(例) 地域のエネルギー会社が設置する小水力発電

- ・設置者 地域のエネルギー会社(自治体、地銀、地元企業等が共同出資)
- ・財源 地銀による融資、グリーンファンドによる出資など
- ・出力 44.5kW(年間約70世帯分)
- ・売電収入 年間800万円
- ・総事業費 約1億円

関連事業

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、下記の取組を支援。

これらと組み合わせて活用することで、総合的に「ローカル脱炭素」の取組を推進。

- 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定

※原則国費1/2(財政力指数により嵩上げあり)。新規性、モデル性の極めて高い事業計画は国費10/10。

- マスタープラン策定検討等のための外部専門家の招へい

ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

(1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県高梁市 (令和3年度)	古民家を改修し一棟貸しの宿泊施設として運営するとともに、『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設としての活用も可能とすることにより、高梁市を移住先候補地としてPR。施設内ではベンガラ染め体験もできる。	25,000千円	25,000千円
北海道鶴居村 (令和3年度)	日本初、廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリー。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円

(2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
島根県松江市 (平成30年度)	3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーションしたほか、既存の宿泊施設に半露天風呂、食事会場である国登録文化財にバーを新設。これらを地元住民の交流の場としても活用。	19,000千円	19,000千円
兵庫県 (令和3年度)	築100年の古民家を改修し、①移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるweeklystay施設 ②丹波焼や丹波布を初めとした地域資源を活用する新規事業者向け工芸品等販売所 ③不動産情報や就労情報の提供をするカフェを整備。	10,000千円	10,000千円

(3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円
秋田県 (平成30～令和3年度)	①酒造業の醗酵技術を活かした「粉末商品」の開発、②フリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発 など、地域の食を活用するための施設や機械の整備を複数の事業で実施	①25,000千円 ②35,000千円	①25,000千円 ②52,500千円

ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

(4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 (令和2年度)	芦屋町が復興に取り組んでいる茶の湯釜の名品「芦屋釜」。工房・ギャラリーを建設し、「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たなる地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
山梨県都留市 (令和3年度)	都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備。織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITやデザインに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる。	11,000千円	11,000千円

(5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 (平成27年度)	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 (令和2年度)	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

(6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
福井県敦賀市 (令和3年度)	旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備し、テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿として活用。	6,750千円	6,750千円

※ 金額は事業実績(見込み含む)

「歴史的町並み保存地区の空き家古民家活用による地域経済活性化事業」

【事業背景】

- 人口減少や少子高齢化・空き家の増加に直面しており、かつての活気が急速に失われつつある。
- 城下町の風情が色濃く残るエリアにおいても歴史的建造物が空き家となっており、景観の維持にも支障が生じるリスクが高まっている。
- 人口減少や高齢化がさらに加速化する悪循環に陥り、地域の活力が失われていくことが懸念されている。

【事業実施者】 備中松山社中 合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円
地方費：8,334千円）
- 中国銀行による融資：25,000千円

【取組内容】

- 城下町の観光中心エリアで空き家となっていた歴史的な古民家を魅力的な宿泊施設として再生し、城下町の佇まいの保存と継承を図りながら、観光振興や交流人口の拡大を図る。
- 本宿泊施設を『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設として一棟貸しをすることによって、高梁市を移住先候補地としてPRする。
- 宿泊施設の一部店舗では、「ジャパンレッド」のベンガラ染め体験やオリジナル製品（クラフトビールなど）の購入もできる観光拠点とする。

【地域への貢献】

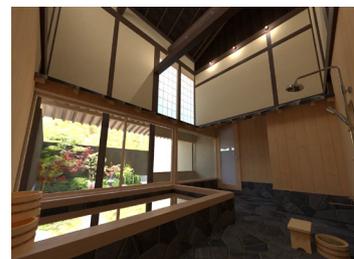
- 宿泊型観光客の増加
- 観光資源を新たな交流拠点として機能させ、関係人口・交流人口の増加に寄与し、経済的に波及効果をもたらす。
- 観光資源の掘り起こしとネットワーク化が図られ、にぎわい創出に繋がる。
- 移住定住の促進



改修対象施設



改修後イメージ



「鶴居村クラフトブルワリー事業」

【事業背景】

- 酪農業が主産業で、製造業は村営チーズ工場など零細なものに止まっており、様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足している。
- 人口減少、少子高齢化の進展により、中心市街地の店舗が減少。街の賑わいが減退し、隣接都市へ日用品の購買や飲食の流失により、地域経済が循環していない。
- クラフトビールのブームにより、全国に数多くのブルワリーが誕生しているが、ビール醸造を学ぶ場所がなく醸造技術を持つ人材が不足している。

【事業実施者】 株式会社 Knot

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：26,250千円
地方費：8,750千円）
- 釧路信用金庫による融資：30,000千円
- 釧路信用組合による融資：25,000千円

【取組内容】

- 民間企業を誘致し、人口減少に伴い廃校となった小学校の体育館内にクラフトブルワリーを整備する。
- ブルワリーには物販や見学スペースを設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、人々が交流できる場所とする。
- クラフトビールを地域資源である清らかな水やブドウなどを利用して醸造し、新たな特産品・観光資源として活用する。



旧茂雪裡小学校



体育館



ブルワリーイメージ

【地域への貢献】

- 地元で新たな職業の選択肢と雇用の受け皿が創出される。
- ビール醸造を学びに訪れる者の人流の発生で関係人口が増加、観光資源を楽しむ人々で交流人口が増加、工場への雇用により定住人口が増加するなど新たな交流により街の賑わいが創出される。
- 地域消費が高まり、地域経済が循環される。

「歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業」

【事業背景】

- 海運・観光の拠点として繁栄した美保関は人口減少、高齢化、旅行形態の変化等により当時の賑わいが失われた。
- 歴史的建造物や神話などの魅力的な観光資源を有するが、観光客が伸び悩んでいる。
- 地域に空き家となった古民家が点在している。

【事業実施者】 美保館

【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：19,000千円
- 山陰合同銀行による融資額：19,000千円

【取組内容】

○観光拠点整備

- ・3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーション。
- ・また、既存の宿泊施設に半露天風呂、宴会や朝食会場として利用する国登録文化財に夜の交流の場となるバーを新設。

○観光拠点活用

- ・これらの施設を「交流の場」「観光情報発信の場」「地元住民の発表の場（民謡、ジャズ、アート）」などとして活用

【地域への貢献】

- 施設の一棟貸の需要増や修学旅行の受入れを行うことで、周辺観光地への誘導がなされ、地域への観光客増・観光消費額の増に繋がっている。
- 交流の場を設けることで、地元住民と観光客の交流が生まれ、賑わいが創出されている。
- 歴史的建造物・古民家を活用し、空き家の解消、歴史的建造物群が廃れるのを防いでいる。



「古民家再生【community&weeklystay&crafts】

- 丹波を中心とした兵庫県の人・モノづくりのための定住・育成・販路開拓時業 -」

【事業背景】

- 丹波地域は、阪神間からのアクセスが良く、移住ニーズの高まりが見られる。
- 就業や地域コミュニティへの参加など、移住し、地域で生活していくためのスキル習得のための長期滞在に、費用がかさむ。
- 丹波焼や丹波布など、地域の伝統的な文化的資源を活かしたもののづくりの後継者が不足している。

【事業実施者】 株式会社小谷木材店

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：5,000千円
地方費：5,000千円）
- 中兵庫信用金庫による融資：10,000千円

【取組内容】

- 古民家を改修し、移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるWEEKLYSTAYの場を提供
- 同施設内に不動産・就労情報の提供や地域住民と移住希望者の交流の場となるカフェスペースを整備し、地域農産品を利用したスイーツ等を提供
- 若者のものづくりの担い手育成を目的に、同施設内に新規事業者のための工芸品・農産加工品の販売所を整備



移住希望者の交流イメージ



地域農産品を利用した
カフェイメージ



伝統的なものづくりイメージ(丹波焼・丹波布)

【地域への貢献】

- 丹波地域へのスムーズな移住が可能となる。
- ものづくりの後継者の育成が進み、丹波焼や丹波布といった伝統的な文化的資源を守ることができる。
- 空き家の活用及び地元雇用の機会の増加

ローカル10,000プロジェクト 岐阜県各務原市

「地元の「特産ニンジン」と「学生アイデア」でつくる新たな「菓子ブランド」確立のための戦略事業」

【事業背景】

- 現状の人口に対し、将来の人口は減っていく推計が出ている。
- ニンジン、市の野菜生産販売額の7割を占める特産物でありながら、生産農家が年々減少している。
- 出荷の出来ない傷物品や不形成な規格品外などは大量廃棄されており、対処する必要がある。

【事業実施者】 アダチ製菓株式会社（採択当時：足立産業株式会社）

【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：25,000千円
- 十六銀行による融資：25,000千円

【取組内容】

- 販売店舗を整備設置し、各務原ニンジンを使った、地元大学生と共同で開発するコラボ商品を販売する拠点とする。
- 岐阜大学と「共同研究契約」を締結。和菓子スイーツ開発のほか、店舗内装や商品のレイアウト、ロゴ作成やSNSを利用したプロモーションなど事業展開に大学生の意見を活用。
- 食品安全管理に関する規格や認証の仕組みを構築するため、県HACCP導入施設としての認定を取得。

【地域への貢献】

- “和菓子スイーツ”という新たな地域名産品の創出
- ニンジン特産地としての認知度の向上
- 事業に大学生を巻き込む仕掛けができ、地域への愛着やプライドが育まれ、地域への定着が促進される。



各務原ニンジン



各務原ニンジンを使用した大福



店舗外観

「IT×森林×廃校 環境管理型きくらげ生産事業」

【事業背景】

- 若者の都市部への流出が続いており、全国水準を上回る人口減少が進んでいる。
- 豊富な森林資源があるが、活用がされておらず、地域活性化を進める中で活用を模索する必要がある。
- 少子化の進行を背景に、利用されなくなった校舎等など、多数の遊休資産を有しており、取壊しなども検討しているが、費用負担が大きく、活用の促進を検討する必要がある。

【事業実施者】 新見ファーム合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
 - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,000千円
 - 地方費：8,000千円
- トマト銀行による融資：12,000千円
- 備北信用金庫による融資：12,000千円

【取組内容】

- 廃校となった遊休資産を改修整備し、IT技術を活用したきくらげの生産事業を実施
- コンピューター制御により温度・湿度・水分管理が可能な栽培室を設け、黒きくらげ、白きくらげの通年菌床栽培を行う。
- 生産したきくらげは、個人消費者や外食産業事業者へ生食用として販売するほか、乾燥加工し、外食産業事業者、食品加工事業者等へ販売する。



栽培イメージ



活用した遊休資産



コンピューター制御による管理の様子

【地域への貢献】

- 地元で生物生産の知識を学ぶ県立高校があり、地元高校生の職業選択肢の1つになる。
- 木材資源の利用拡大につながり、林業の収益性向上に資する。
- 体力的負担が少ない作業が中心で、体力的に不安がある方の雇用に寄与する。
- 遊休資産の有効利用

「あきた食品産業活性化モデル育成事業（フリーズドライ加工設備の拠点整備事業）」

【事業背景】

- 本県の食品製造業は、小規模事業者主体の構造であり、個社での事業規模の拡大が困難。
- 県内は、小規模事業者のほとんどが、製造ロットが小さく、食品加工を県外へ外注しており、付加価値が流出している。
- フリーズドライ加工は、軽量で賞味期限が長いこと、大消費地から遠いことがネックとなる本県食品事業者には、関心が高いものである。

【事業実施者】 株式会社ヤマダフーズ

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：17,500千円
地方費 17,500円）
- 秋田銀行による融資：52,500千円



【取組内容】

- 納豆商品のフリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発、販路開拓
- 県内事業者のフリーズドライ加工を受託し、付加価値の県外流出を抑え、県内事業者の二次商品化を推進
- モデル企業のフリーズドライ商品の素材供給やフリーズドライ加工の受託により県内事業者が二次商品化



FD納豆を活用した商品例



FD納豆



県内事業者のFD商品
(現在は、県外へ製造委託)



【地域への貢献】

- フリーズドライ商品の地元利用（県内事業者の二次商品化）
- 県内事業者の商品加工を受託（フリーズドライ加工の受け皿）
- 内製化で新たな業態への事業拡大・雇用の拡大
- 県内で受託加工を完結できるようになり、付加価値の県外流出を抑制できるようになる。

「茶の湯釜の名品、芦屋釜の復興と地域ブランド創出事業」

【事業背景】

- 交通や土地の問題等から、地域に主要な産業が無く、産業を創出・誘致・育成することが長年の課題。
- 約400年前に製作が途絶えた芦屋釜について、平成元年のふるさと創生事業を契機に町がその復興を計画。
- 平成7年に「芦屋釜の里」を開園し、芦屋釜の技術復元と鋳物師の養成に取り組む。長期の取組みで、現代の芦屋釜が生み出されるようになった。

【事業実施者】 八木鋳金

【自治体・金融機関の支援内容】

○公費による交付額：

国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円

地方費 8,333千円

○遠賀信用金庫による融資：25,000千円

【取組内容】

- 芦屋鋳物を製作する工房及びギャラリーを建設し、地域資源を活かした産業振興及び雇用の創出を図るとともに、次世代に製作技術を継承する。
- 芦屋釜、芦屋鋳物（釜以外の茶道具及び生活用具等）を製作・販売する。
- 大型の電気炉や多種の研磨機を導入することで、製作工程の短縮が可能となり、年間製作個数を向上させる。



芦屋釜



香合



タンブラー・酒器

【地域への貢献】

- 芦屋釜をはじめとする鋳物製作技術の継承
- 新たな地域ブランドの創出による地域活性化
- 地域住民の郷土への誇りと愛着を醸成

「富士の麓の小さな城下町都留市・織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト」

【事業背景】

- 都留市は、城下町で、織物業を主産業として栄えていたが、織物業から他産業への業態転換が進み、残った織物事業者も後継者不足となっている。
- 織物製品を完成させるために作業の一部を市外に委託するなど、市内で完結した織物製品づくりができていない。
- 市内で製作された製造品によるふるさと納税の寄付増額が課題。

【事業実施者】 一般社団法人まちのtoolbox

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
 - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：7,333千円
 - 地方費：3,667千円
- 山梨県民信用組合による融資：11,000千円

【取組内容】

- 古民家を改修し、都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備する。
- 製造した製品については、本拠点及びウェブでの販売のほか、ふるさと納税の返礼品として活用。
- 本施設は、織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITに関わる人材、デザインに関わる人材、デジタルマーケティングに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる



郡内織の傘



傘づくり教室の様子



都留市ふるさと納税特設ページ

【地域への貢献】

- 後継者不足に悩んでいる織物業の担い手の創出。
- 織物産業の復興に繋がり、織物産業に関わる雇用の創出。
- 製品を通して、郡内織、都留市が認知され、地域の魅力発信、ブランディングに繋がる。
- 産業が活発になり、市内の経済活性化に繋がる。

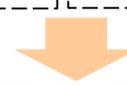
【事業背景】

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO₂濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

【事業実施者】 有限会社 越戸きのご園

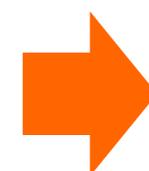
【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円



【取組内容】

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO₂濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。



【地域への貢献】

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市 「循環型醸造事業～Ferment Base」

令和2年度採択

【事業背景】

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気が高まっている。

【事業実施者】 Brewing Farmers&Company合同会社

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円
地方費 2,167千円）
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

【取組内容】

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

【地域への貢献】

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。

「市原市旧高滝小学校を活用した地域活性化プロジェクト」

【事業背景と課題】

- 市原市は進学・就職・結婚を機とした若者・女性の域外流出が多く、特に自然豊かな南部地域の人口減少・少子高齢化が顕著。
- 観光入込客数362万人に対し宿泊者数数は30万人。滞在時間の延伸による交流人口の拡大を進める必要がある。
- 地域に雇用を生み出し移住・定住につながる環境づくりが必要。
- アフターコロナを見据え新しい生活様式に沿って持続的な集客につながる核となる観光コンテンツの開発が必要。

【事業実施者】 株式会社HAMIRU

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：12,500千円
地方費：12,500千円）
- 千葉銀行による融資：50,000千円

【取組内容】

- 廃校となった高滝湖畔にある旧高滝小学校をリニューアルし、里山の特性を活かしたグランピング施設として、多様な関係者のコミュニティを創造することができる地域未来創造拠点を創り出す。
- 市原市の地域食材を活用したバーベキューやマルシェの開催。
- 地域の特性を活かした洋菓子の開発、製造、販売を行う。
- 地域の事業者と連携した体験型観光を実施。



改修前の旧高滝小学校



グランピング場イメージ



近隣の農園と連携した野菜収穫体験

【地域への貢献】

- 市原市の課題である宿泊機能が強化され、新たな観光需要の喚起につながる。
- 生産者と消費者をつなぐコミュニティの場となり、経済効果を創出し地域の持続性を高める。
- 子育て世代の女性などの雇用を創出し、定住化を促進する。
- 様々な情報の発信拠点となり、交流人口・関係人口の拡大を推進する。
- 公共資産を公民連携により活用し、地域活性化に寄与する。

「遊休不動産を活用したワーケーション施設整備事業」

【事業背景】

- 北陸新幹線の敦賀駅開業を控え、中心市街地における空き家・空き店舗の新しい活用方法の確立
- 市内で不足している、近年拡大する多様な働き方・宿泊ニーズに対応可能な施設の設立
- 既存の人材育成事業をきっかけとして市民によって設立された法人が行う新たな視点での活用

【事業実施者】 合同会社 FUJIONE (フジオネ)

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：3,375千円
地方費：3,375千円）
- 敦賀信用金庫による融資：6,750千円

【取組内容】

- 中心市街地内の旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備
- ビジネスや宿泊以外の利用機会創出のため、地元住民の「学びの場」「交流の場」としても開放
- 市民の生活圏、商業集積地、市内のまちづくりプレイヤーが集まる中心市街地という立地を活かし、人・仕事・考え方の交流拠点を担い、新たなビジネスや価値観を創出し発信していく

【地域への貢献】

- 交流人口の増加及び周辺商業店舗での消費増加、遊休不動産活用による景観の向上
- テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿と普及拠点
- 交流をきっかけとした新規ビジネスの創出による雇用・産業の多様化



外 観



コワーキングスペースイメージ



ゲストハウスイメージ

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数（R3年度12月末時点）

		団体内訳						件数				
		道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村	1	25	26	22
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町				
		鶴居村										
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市	五所川原市	深浦町	六ヶ所村			6	6	6
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市		12	12	7
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑩	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	10	8	18	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		16	16	11
		大石田町	寒河江市	遊佐町	山形市							
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市						4	4	3
8	茨城県	笠間市	桜川市							2	2	2
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③						5	5	3
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市					5	5	4
12	千葉県	大多喜町	御宿町	香取市	市原市②					5	5	4
13	東京都	町田市								1	1	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市	見附市		11	11	7
16	富山県	魚津市	南砺市	射水市						3	3	3
17	石川県	輪島市②								2	2	1
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	9	12	8
		若狭町②										
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市					4	4	4
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市	下條村	東御市	佐久市④	2	9	11	7
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	19	20	15
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市				
		恵那市										
22	静岡県	静岡市②	浜松市							3	3	2
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市					5	5	4
24	三重県	鳥羽市	多気町②							3	3	2

		団体内訳						件数				
		県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	都道府県	市町村	合計	採択団体
25	滋賀県	県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	15	16	12
		竜王町	栗東市	愛荘町	甲賀市	多賀町						
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑤	舞鶴市					10	10	4
27	大阪府	大東市	能勢町							2	2	2
28	兵庫県	県⑧	豊岡市⑮	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	8	49	57	18
		淡路市②	香美町②	丹波市②	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②				
		加西市	神河町②	新温泉町	丹波篠山市							
29	奈良県	県④	宇陀市②	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	15	19	9
		御所市	田原本町									
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町			1	4	5	5
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町			1	4	5	5
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		14	14	9
		松江市	知夫村②									
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市②	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		12	12	8
		高梁市										
34	広島県	神石高原町	呉市②	尾道市	竹原市					5	5	4
35	山口県	萩市	下関市							2	2	2
36	徳島県	県⑬	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市			13	5	18	5
37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市			1	4	5	5
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市	西条市	新居浜市③		1	13	14	6
39	高知県	県①	高知市						1	1	2	2
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町			7	7	6
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町					4	4	4
42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市			11	11	6
43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市	菊池市	合志市②	相良村	4	13	17	12
		南関町	熊本市	荒尾市	山鹿市	人吉市						
44	大分県	県①	宇佐市						1	1	2	2
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市					5	3	8	3
46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		13	13	8
		長島町②										
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市					5	5	4
	計								61	377	438	272

ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には特に丁寧な説明が必要となることから、案件組成に要する期間が長期化することが課題。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

兵庫県丹波市

○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

高知県

○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

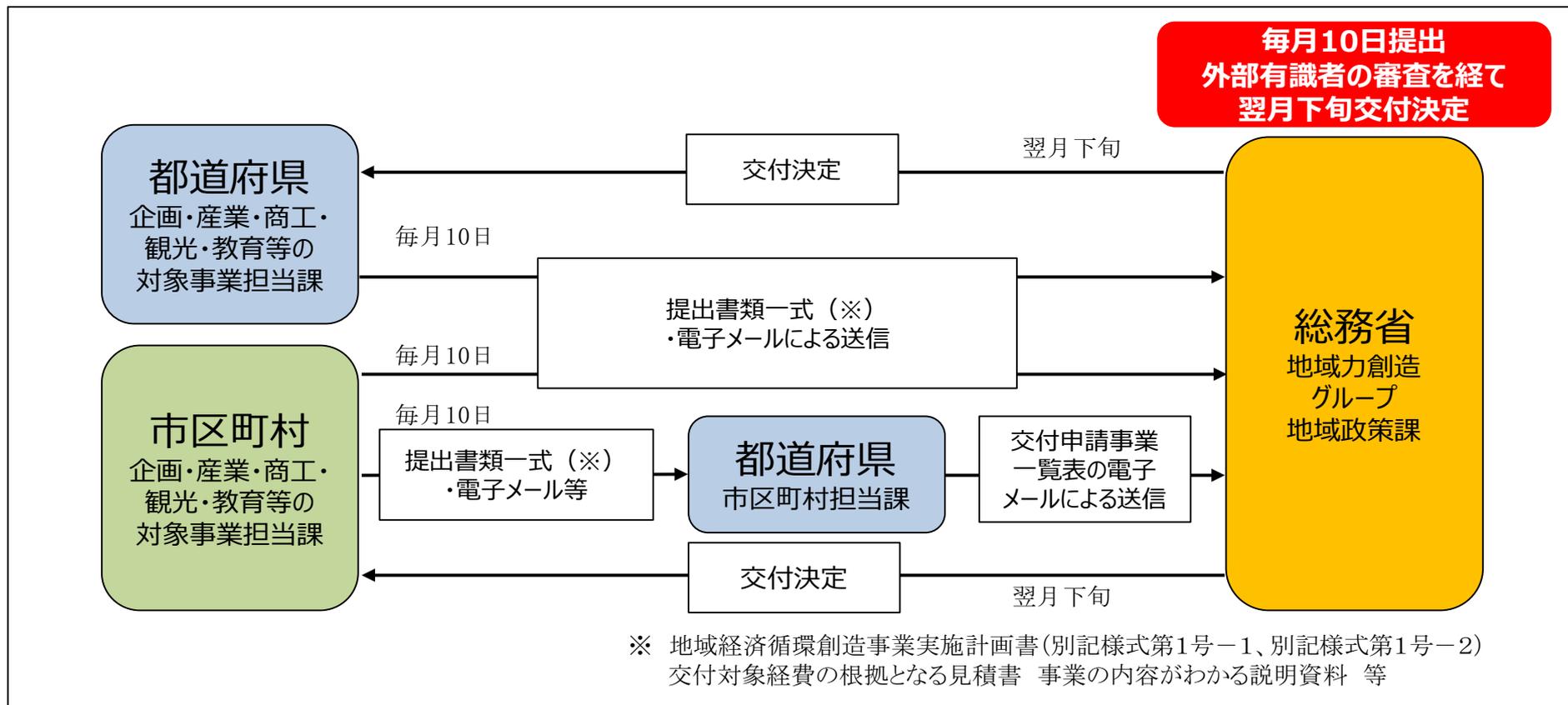
（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

地域経済循環創造交付金（ローカル1000プロジェクト）申請手続きフロー



<留意事項>

- ・ 市区町村におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信するとともに、電子メール等にて、都道府県市町村担当課にも提出すること。
- ・ 都道府県（市町村担当課）におかれては、毎月10日までに、管内市区町村からの提案事業について、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、総務省まで電子メール（chisei@soumu.go.jp）にて提出すること。（交付申請事業・団体がいない場合は、提出不要）
- ・ 都道府県（対象事業担当課）におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信すること。

地域資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債について

概要

【趣旨】

○地域資源を活用した事業の立ち上げを資金面から支援し、地域からの経済成長を実現するため、地方公共団体が地域資源を活用した事業を行う法人等に対して出資を行う場合に、所要の財政措置を講じるもの。(令和7年度まで)

【財政措置の内容】

下記①②の出資債について、

- ・**充当率90%**
- ・**償還金利子の50%に特別交付税措置** ※財政力補正あり

①「法人に対する直接出資」

地域の資源と資金を活用した事業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債(出資債)

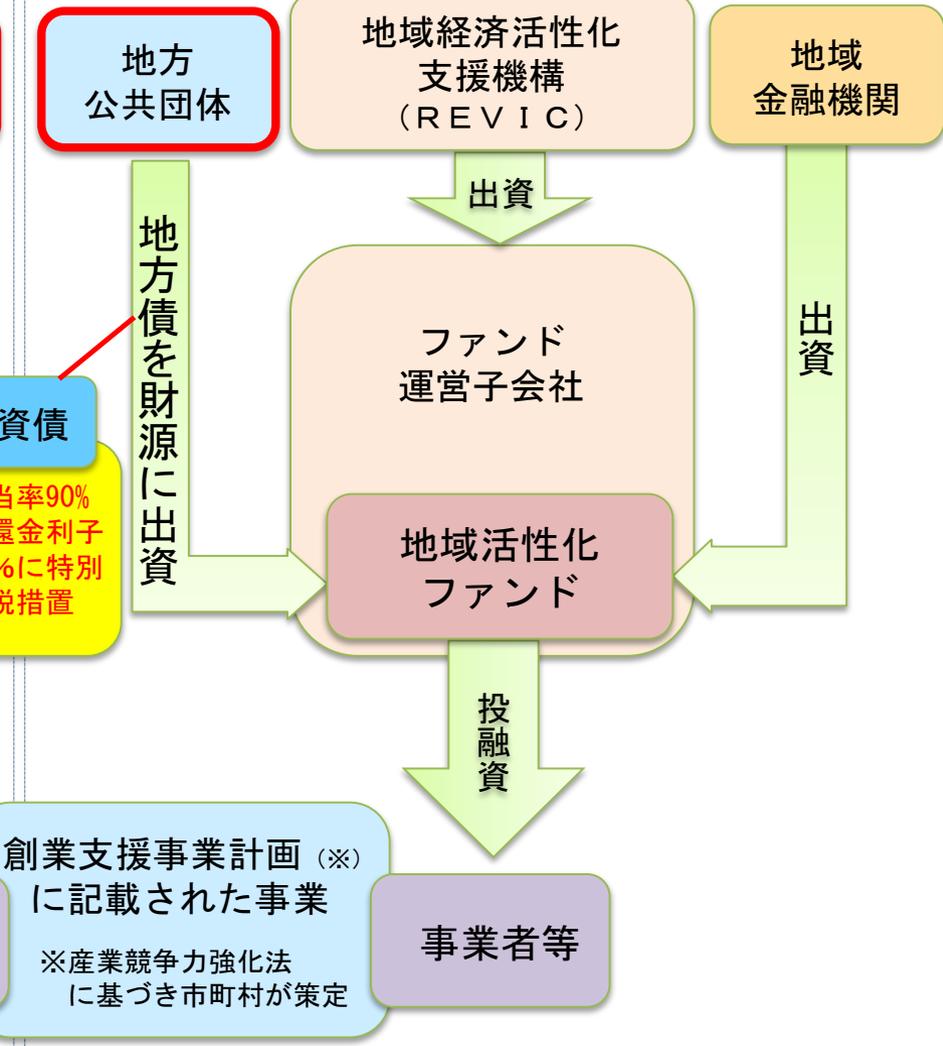
②「地域活性化ファンドへの出資」

地域活性化ファンドに対して有限責任組合員として出資するために借り入れた地方債(出資債)

①法人に対する直接出資



②地域活性化ファンドへの出資



分散型エネルギーインフラプロジェクト

R4予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

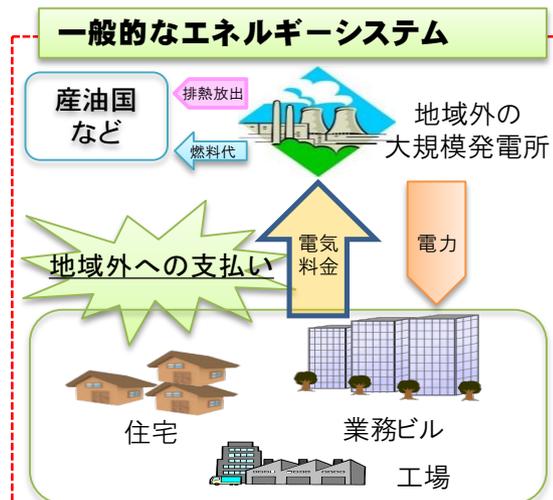
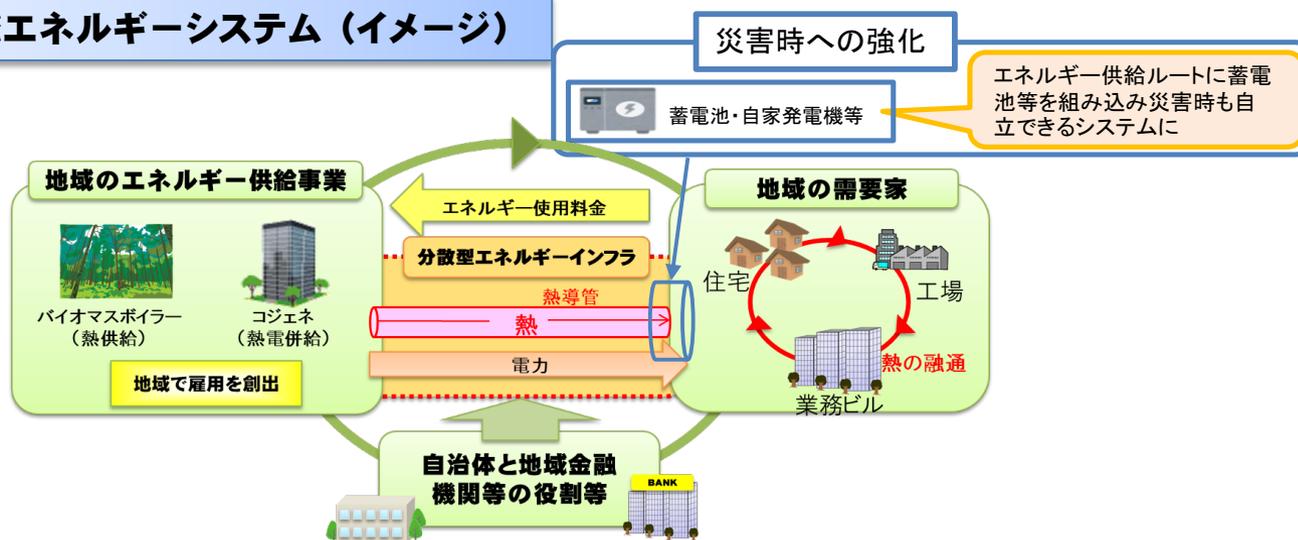
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

<実績> これまでに58の団体が策定(平成26年度~令和2年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム(イメージ)



分散型エネルギーインフラプロジェクト 都道府県別実施団体一覧 (R3年4月時点)

は、事業化している団体(18団体)

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
1	北海道	6	石狩市 下川町	豊富町		弟子屈町	札幌市		士幌町	
2	青森県	1	弘前市							
3	岩手県	3	八幡平市					岩手県	一関市	
4	宮城県	0								
5	秋田県	2		大湯村			八郎潟町			
6	山形県	2	山形県	最上町						
7	福島県	2			喜多方市 他12団体		福島県			
8	茨城県	1			つくば市					
9	栃木県	1	栃木県							
10	群馬県	2	中之条町	前橋市						
11	埼玉県	0								
12	千葉県	1						市川市		
13	東京都	0								
14	神奈川県	1						川崎市		
15	新潟県	0								
16	富山県	1								富山市
17	石川県	0								
18	福井県	1								池田町
19	山梨県	2		甲斐市						北杜市
20	長野県	1						中野市		
21	岐阜県	1			八百津町					
22	静岡県	2	富士市					浜松市		
23	愛知県	0								
24	三重県	1		南伊勢町						

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
25	滋賀県	1		湖南市						
26	京都府	1			城陽市					
27	大阪府	1	四條畷市							
28	兵庫県	3	淡路市	神戸市						南あわじ市
29	奈良県	0								
30	和歌山県	0								
31	鳥取県	2	鳥取市	米子市						
32	島根県	0								
33	岡山県	2		津山市		真庭市				
34	広島県	0								
35	山口県	1					宇部市			
36	徳島県	0								
37	香川県	0								
38	愛媛県	0								
39	高知県	0								
40	福岡県	0								
41	佐賀県	0								
42	長崎県	1	対馬市							
43	熊本県	3		南関町	小国町	水俣市				
44	大分県	2				豊後大野市	竹田市			
45	宮崎県	2					川南町			都農町
46	鹿児島県	5	いちき 串木野市	西之表市	長島町	出水市				錦江町
47	沖縄県	3		浦添市		北中城村				糸満市
計 (うち事業化)	58 (18)	14 (8)	14 (6)	11 (3)	4 (1)	3	8	4		

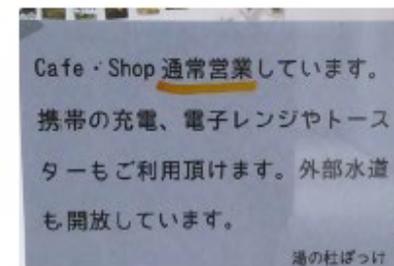
災害時の自立エネルギー供給の例 北海道豊富町（27年度策定、29年度事業化） 自噴天然ガス等の地域燃料を活用した自立循環型のまちづくり

災害時の対応

- 北海道豊富町では、温泉とともに産出される天然ガス等を活用した自立循環型のまちづくりをめざし、平成27年度にマスタープランを策定し、平成29年度から事業化。
- マスタープランに即して、温泉街の公共施設に停電時にも対応可能な天然ガスコージェネレーションシステムを導入。
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では、域内唯一の緊急避難所として機能。
- 住民等に対して、トイレ・水道・電気・フリーWi-Fiなどを提供するとともに、ネットラジオの館内放送で防災情報も提供。



停電時の状況



停電時における掲示

マスタープランの概要

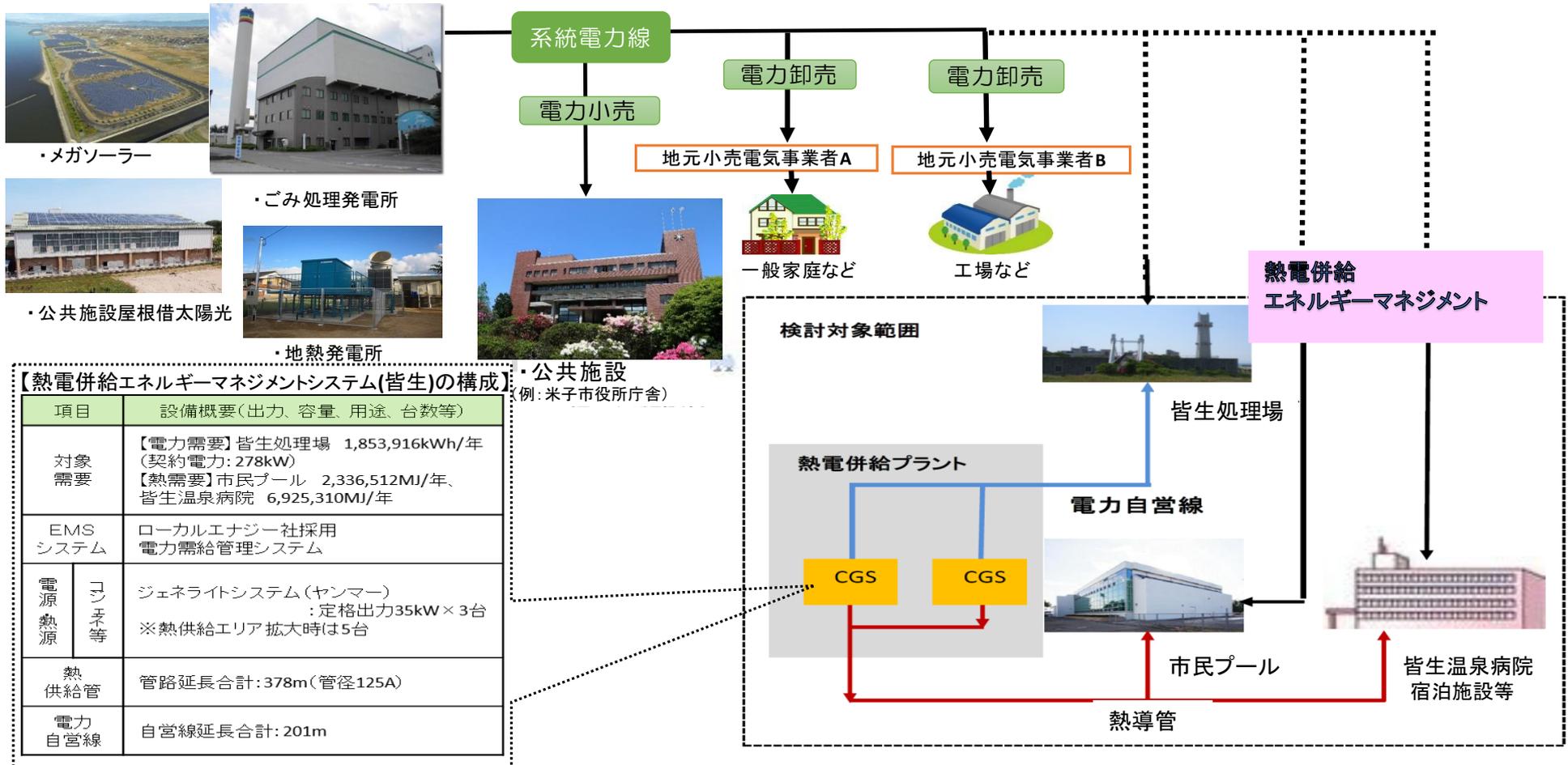
- 温泉街における公共施設・宿泊施設に対して、自噴の天然ガスや畜産系バイオガスを活用した熱電併給システムを構築。
- 併せて、豊富な自噴ガスをエネルギー源として、畜産加工施設を新たに整備。
- 工業団地内へのガス供給は平成28年7月末より開始。主な供給先は（株）豊富牛乳公社

プロジェクト実施エリア 鳥取県米子市 ～皆生温泉地区熱電併給エネルギーの地産地消～

平成26年度
プラン策定

- ガスコジェネによる熱電併給事業及び電力供給事業について計画し、市及び地元企業等が出資し、地域エネルギー会社「ローカルエナジー」を設立(平成27年12月)
- 電力供給事業については、平成28年4月から電力小売を開始し、公共施設で使う電力を供給。その後、一般家庭への電力供給を担う地域PPSに電力を卸売り
- ガスコジェネによる熱電併給事業については、可能性のあるモデルを整理し、熱需要が多いエリアにおける事業実現の可能性を検討し、事業化を計画

ローカルエナジー電力小売卸売事業スキーム(平成28年4月～)



分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

① 各省補助金とマスタープランの連携強化

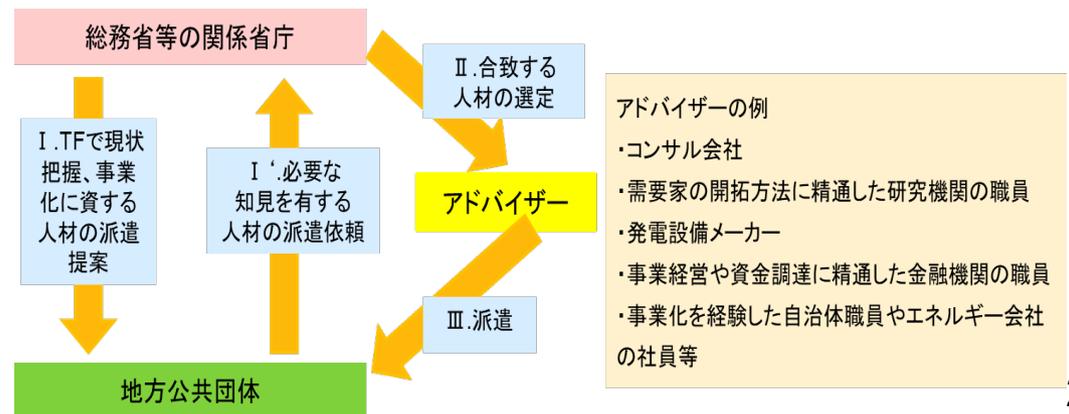
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



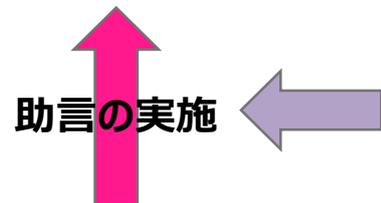
概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、今後5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**する仕組みを新たに創設。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助



外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

ふるさとワーキングホリデーの概要

R4予算額(案): 0.3億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R3. 3時点)

- ・ ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,500人が地域での暮らしを体験。
- ・ ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

ワーホリ経験者の生の声を聞く機会や、ワーホリ経験者と未経験者が意見交換を行う機会が少ない。

令和4年度の取組

ワーホリ経験者による
座談会の開催

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・ 専用のポータルサイトの運用
- ・ SNS (Twitter, facebook) の運用
- ・ インターネット広告の実施
- ・ 説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催

- ・ 地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
⇒ 従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
⇒ 未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

約3,500人が参加(H29.1~R3.3)

【実施自治体】

○H28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

○H29年度実施団体(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、

島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

○H30年度実施団体(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、

高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、

氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

○R1年度実施団体(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、

熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、

上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町

(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、

海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、

宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

○R2年度実施団体(17団体)

北海道、岩手県、鳥取県、大分県、沖縄県、

利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、長野市(長野)、

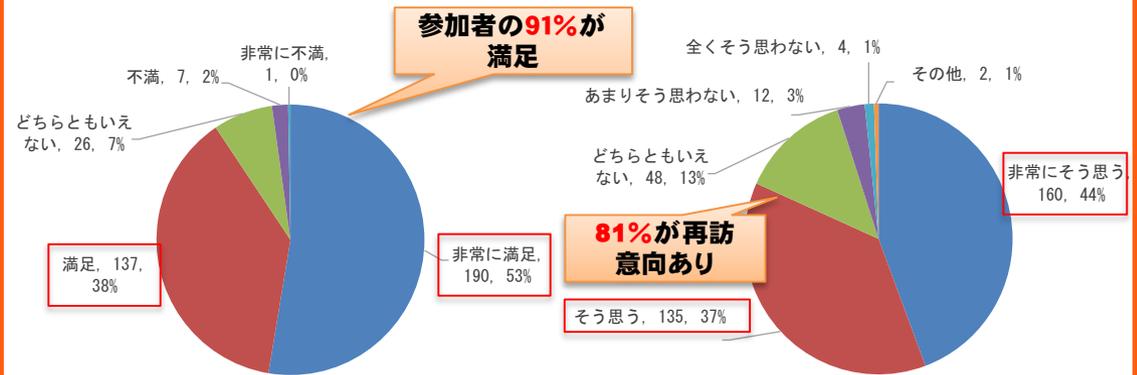
白川村(岐阜)、蒲郡市(愛知)、神河町(兵庫)、海士町(島根)、

岩国市(山口)、香南市・東洋町・馬路村(高知)

アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。

従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。

ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和3年度）

北海道 (広尾町)

就労内容

酪農業、水産加工業
内容：酪農作業全般、牧場併設カフェでの接客業務・オンラインショップの運営補助、水産加工品製造

地域との関わり

- ・酪農、漁業体験、魚のさばき方や漁師飯を教わるなど、地域の方々と交流しながら地場産業を体験
- ・町職員との町内散策
- ・自治会のイベント参加
- ・地元住民との交流

人数・期間（実績）

5人
(R3.1.0～1.1)

その他（特記事項）

- ・緊急事態宣言発令により、受入開始期間を変更したため一部の希望者は参加できなかった。（申込実績は15人）
- ・コロナ禍での受入れとなったが、滞在中の健康管理や町外への外出自粛などの対策を行い、積極的に地域住民と交流する機会を提供した。
- ・SNSで滞在中の様子を発信し、事前に他の参加者やまちの様子がわかるようすることで、溶け込みやすくなるよう取り組んだ。
- ・少人数で懇親会を開催し、参加者同士が交流する機会をつつた。

写真（体験イメージ）



長野県 (伊那市)

就労内容

- ・農業（農家で上伊那特産の花「アルストロメリア」の収穫、草取り、畑の準備など）
- ・林業（製材所で薪づくりや薪の配達、製材の手伝いなど）

地域との関わり

- ・地域イベント及び林業関係者によるイベント参加
- ・移住定住コーディネータや地域おこし協力隊との意見交換
- ・農家や市職員との交流、ゲストハウスにおける街なか交流など

人数・期間（実績）

3人
(R3.11～R4.1)

その他（特記事項）

- ・感染拡大のためリアル開催はR3.11から実施。それまでオンラインワーホリとして仕事や地域の様子等を紹介。
- ・リアル開催では1回目に農業、2回目に林業の仕事を募集したところ、予想以上の反響があった。特に林業は募集枠1名に対し15名の応募があり、一次産業における需要の高さが伺えた。
- ・総務省主催の合同説明会参加者や大学からの紹介による応募もあった。
- ・実際にワーホリを体験した参加者が、終了後、再び家族とともに訪れるなど、繋がりが深まったケースもあった。

写真（体験イメージ）



岐阜県 (下呂市)

就労内容

（業種）地域プロモーション、まちづくり、農業、観光
内容：情報発信、地域活動へのアイデア出し、農作業（トマト・エゴマ）観光施設受付業務、観光ガイド補助

地域との関わり

- ・地域の魅力を発信するため、地域への取材、インタビューの実施
- ・廃校の活用会議に参加し、意見交換を行った
- ・地域イベント（映画祭）のスタッフとして参加し、企画、準備、運営に携わる

人数・期間（実績）

12人（見込み）
(R3.8～R4.3)

その他（特記事項）

- ・従来のような現地説明会がなかった代わりに、参加希望者、受入事業者、市によるオンラインでの事前面接により、訪問前に予め細かな確認が行え、スムーズに現地で働けたのではないかとと思われる。
- ・PCR検査キットの送付と体調管理チェックシートによる事前対応の実施
- ・就活を前にした若者からは、「働く＝ひとつの会社で終身雇用」のイメージがあった中、地域との交流を経て様々な働き方があることを知り、「働く」ことの概念が変わり、選択肢の幅を広げることができた、という意見があった。コロナの影響なのか、参加者の多くから同様の意見があった。
- ・当時の滞在先や地域に訪問する過去のワーホリ参加者が複数いた。

写真（体験イメージ）



高知県 (馬路村)

就労内容

（農業）
内容：ゆずの収穫作業

地域との関わり

- ・受入農家及び村民との交流会
- ・参加者と村内若者で自主的に県内観光
- ・近隣町村の酒造の社長との懇談

人数・期間（実績）

8人
(R3年11月)

その他（特記事項）

- ・昨年度コロナ禍により実施できなかった体験イベントを開催できた。森林間伐体験、ダム見学、森林鉄道運転体験、柚子しぼり体験を実施したが、参加者も興味深そうに積極的に参加してくれた。
- ・直前にキャンセルがあったため、例年の10名程度よりも少ない8名での実施となったため、受入農家の需要に十分にこたえられない面があった。来年度は広報を強化し、規模を拡大して実施したい。
- ・活発な参加者が多く、交流会をきっかけに村内若者とも交流が深まり、県内観光や自主開催の交流会を実施したり、偶然近隣町村の酒造社長と知り合い、懇談を実施する等、例年よりも深い交流が生まれた。

写真（体験イメージ）



脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく地方公共団体の対応促進について

1. これまでの経緯

- 1月12日、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」と「森林を活かす都市の木造化推進協議会」の座談会が開催され、大臣が出席
- 大臣から、「木材利用促進法は大変良い内容のため、総務省から地方公共団体に対して、木材活用を促す通知を発出するよう」指示

2. 総務省の対応案

- 地方公共団体に対しては下記の林野庁長官からの通知のみであり、木材利用の促進について十分な要請がなされていない
- 総務省では木材利用を促進するため、以下の地方財政措置が活用可能
 - ・地域活性化事業債
 - 対象事業 : 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
 - 交付税措置 : 元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入
 - 充当率 : 事業費の90%
- 都道府県知事に対して、公共建築物における木材利用を促す通知を発出 (R4.1)

各省における取組状況

省庁	宛先	内容
林野庁	都道府県知事宛	「基本方針の策定」及び「建築木材利用促進協定の運用」について、長官名で通知を発出 (R3. 10)
国土交通省	業界団体宛	「建築木材利用促進協定」について、担当室名で事務連絡を発出 (R3. 10)
総務省	都道府県知事宛 (財産管理担当課及び市区町村担当課)	公共建築物における木材利用を促す通知を総務大臣名で発出 (R4. 1)

総務省のこれまでの取組

- 以下の通知を発出し、庁舎等の公共建築物におけるCLTの積極的な活用を依頼
 - ・ 「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H28. 7)
 - ⇒ 「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」の設置を機に発出
 - ・ 「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H30. 1)
 - ⇒ H30年度のCLT関係予算の計上状況を周知するため発出
- 木材利用促進法に基づく木材利用促進本部
(本部長：農水大臣)の本部員として総務大臣が参加

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正

(題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設

(新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力

(新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間

(新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）
木材利用促進月間（10月）を制定

3 木材利用促進本部の設置

(新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針策定、木材利用促進に関する施策の実施の推進

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大

(新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等

(新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定

(新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等

(新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰

(新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

施行期日：令和3年10月1日(附則第1条)

各都道府県知事殿
(財産管理担当課扱い)
(市区町村担当課扱い)
各指定都市の長殿
(財産管理担当課扱い)

総務大臣
(公印省略)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

各地方公共団体におかれましては、公共建築物における木材利用に努められていることと存じますが、昨年10月1日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材利用を進めるため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できる仕組みを設け、国又は地方公共団体は、協定締結事業者等に対して必要な支援を行うこととされました。

さらに、政府における木材利用の推進体制として、農林水産大臣を本部長、総務大臣等の関係大臣を本部長とする木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定や木材利用の促進に関する施策の実施を推進することとされました。(別添1)

つきましては、地域の特色を活かし、建築物における木材の利用の取組を効果的に推進するため、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について、積極的に御検討いただくようお願いいたします。

なお、木材利用の促進のため、以下の地方財政措置を活用することが可能となっておりますので、積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。(別添2)

地方債	対象事業	充当率	交付税措置
地域活性化事業債	原則全般的に地域木材を利用した施設の整備	事業費の90%	元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、貴職におかれては、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけていただくとともに、協定を締結した事業者等に対する必要な支援をお願いいたします。

加えて、木材利用促進のための協定については、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日 3林政利第110号 林野庁長官通知）において、林野庁長官から都道府県知事に対してその適切かつ円滑な運用が依頼されておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

総務省地域力創造グループ地域政策課
茂原、酒川
連絡先：03-5253-5523

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

- (1) **題名・目的の改正** (題名、第1条)
- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- (2) **基本理念の新設** (新第3条)
- 木材利用の促進に関する基本理念を新設
- (3) **林業・木材産業の事業者の努力** (新第6条第2項)
- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切な供給に努める旨を規定
- (4) **木材利用促進の日・月間** (新第9条)
- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- (1) **基本方針等の対象の拡大** (新第10条～第12条)
- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- (2) **木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等** (新第13条)
- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- (3) **建築物木材利用促進協定** (新第15条)
- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) **強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等** (新第16条)
- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低減化技術の開発・普及の促進等
- (5) **表彰** (新第31条)
- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置

- (新第25条～第30条)
- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

地域活性化事業債について

対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

令和3年度地方債同意等基準運用要綱（抜粋）（令和3年4月1日 総務副大臣通知）

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業（略））を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

（1）地域経済循環の創造

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

（オ）原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の概要

<目的>（第1条関係）

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念>（第3条関係）

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- ・ 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力依頼

 **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」を、平成29年12月15日に閣議決定

<ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

 **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

※未策定の千葉県も、策定中。
奈良県は条例策定済。

<参考>

- ・ 45の都道府県（※）、175の市区町村が計画を策定（R3.10）
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討
- ・ 地方公共団体の取組を支援するモデル事業の実施 等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務> (第5条関係)

- ・ **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

<都道府県計画> (第9条関係)

- ・ **都道府県は、基本計画を勸案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- ・ 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・ 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
 - ・ 平成30年10月22日付、令和元年8月1日付、令和2年9月14日付、令和3年10月28日付事務連絡

都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします!

アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和3年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け、令和3年1月27日付け、令和4年1月7日付け通知)

<令和3年度フォローアップ調査の結果>

吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
香川県	11	0	—	11	福岡県	505	0	0	505
千葉県	8	1	0	7	神奈川県	466	430	0	36
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
北海道	17	0	0	17	広島県	3,024	501	575	1,948
山形県	17	17	—	0	愛媛県	2,281	430	—	1,851
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします!
 ※令和4年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定

